特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和7年5月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険事務			
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務			
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム、市町村基幹業務支援システム(標準準拠システム) 国民健康保険システム、国民健康保険システム(標準準拠システム)、給付処理(国民健康保険)システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
国民健康保険ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
4. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	市民環境部 市民・国保課			
②所属長の役職名	市民・国保課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246			

9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	項目評価書 施機関については、そ2] れぞれ重点項目	3) 基礎項[目評価書 目評価書及で 目評価書及で	『重点項目評価書 『全項目評価書 スク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	アシステムを通し	こた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	2) 十分でも	と入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分であ	上入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	3]	2) 十分でも	上入れている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託			Γ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分であっ	ర]	2) 十分でも	上入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	ムを通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	ð]	2) 十分であ	上入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入事	≘) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ð]	2) 十分でも	入れている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か		ర]	2) 十分でも	上入れている	

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業			Ε]人手を介在させる作業はない	
	ウミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	異動・照会の権限において 限の所有者はID、パスワー			で職員のアクセス権限を設定しており、また、アクセス権 している。	

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えら れる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	セキュリティが確保されていた 情報を含む書類やUSBメモリ		構し漏洩のリスクを抑制している。また、特定個人 等に保管している。	

変更簡所

変更箇		ale Table of State		100 ct c = 1, 110	Amount of the control of
変更日		項目 変更前の記載 変更後の額		提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	I 5②所属長の役職名	市民·国保課長 芦田 正彦 市民·国保課長		事後	
平成31年4月26日	Ⅰ 7.請求先	綾部市 総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	事後	
平成31年4月26日	I 8連絡先	綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保年金 担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	市民・国保課 国保年金 齢者医療担当 後部市若竹町8番地の1 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280		
平成31年4月26日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月28日	Ⅱ1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月28日	いつ時点の計数か Ⅱ2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月28日	いつ時点の計数か I5②所属長の役職名	市民・国保課長	課長	事後	
令和2年11月1日	I 1. ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、 保険給付事業等を行っている。 ・国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年11月1日	I 1. ③システムの名称	市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 システム、給付処理(国民健康保険)システム、団体内統合宛名、中間サーバー、次期国 保総合システム、国保情報集約システム	市町村基幹業務支援システム 国民健康保険システム、給付処理(国民健康保険)システム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
令和2年11月1日	I3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	
令和2年11月1日	I4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療 保険給付関係情報」等) 1.2.3.4.5.912.15.17.22.26.27,30,33,39.42.46,58.6 2.78.80.81.87.88.93,97,106,109,120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42,43.44,45の項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.6 2.78.80.81.87.88.93.97.106.109.120の項 【情報照会】 42.43.44.45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	
令和2年11月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	Ⅱ2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	いつ時点の計数か ▼4. 特定個人情報ファイル	委託しない	2)十分である	事後	
令和2年11月1日	の取扱いの委託 №5. 特定個人情報の提供・	提供・移転しない	2)十分である	事後	
令和2年11月1日	移転(委託や情報提供ネット Ⅳ6. 情報提供ネットワークシ	接続しない(提供)	2)十分である	事後	
令和3年6月18日	ステムとの接続 Ⅱ-1. 対象人数	令和2年11月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和3年6月18日	いつ時点の計数か Ⅱ-2. 取扱者数	令和2年11月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	評価の更新
	いつ時点の計数か				
令和3年6月18日	I3. 法令上の根拠	企画総務部 総務課 情報管理担当 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	総務部 総務課 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後事後	機構改革による変更
令和4年6月13日	I 4. ②法令上の根拠	2.78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項 【情報照会】 42,43,44,45の項 番号法附則第6条第4項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22,26.27.30,33.39.42.46,58.6 2.78.80.81.87,88.9.397,106,109,120の項 【情報照会】 42,43.44.45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事後	番号法の改正による項ずれ
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	評価の更新
	いつ時点の計数か I5②所属長の役職名	課長	市民・国保課長	事後	
令和6年4月3日		綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-0502	事後	

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月3日		綾部市 市民環境部 市民・国保課 国保・高齢者医療担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-3280	綾部市 市民環境部 市民・国保課 医療年金 担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 0773-42-4246	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条	事後	
令和7年5月7日	人ナムによる情報連携 ②	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令第2条の表	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
		記載なし	対策は十分である。(判断根拠の記載)	事前	新様式への移行に伴う追加 記載
	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	対策は十分である。(判断根拠の記載)	事前	新様式への移行に伴う追加 記載
令和7年5月7日	I 1.③システムの名称	市町村基幹業務支援システム、 国民健康保 険ンステム、給付処理(国民健康保険)システ ム、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総 合システム、国保情報集約システム	市町村基幹業務支援システム、市町村基幹業務支援システム(標準準拠システム)国民健康保険システム(標準準拠システム)、紹村処理(国民健康保険)システム、総付処理(国民健康保険)システム、総付処理(国民健康保険)システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	